

塩化銀の売払 < 仕 様 書 >

1 目的

環境分析において発生した塩化銀を有償にて売払うもの。

2 引渡期間

契約金額の支払い後で契約締結の日から 15 日以内（広島市の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）

3 売払物件

(1) 品名

塩化銀（添付写真参照）

注） 塩化銀は、化学的酸素要求量の水質分析時に発生した廃液に塩化ナトリウム水溶液を混合して沈殿させ、自然乾燥させたものである。そのため、全体の重量には、水分及び他の不純物が含まれる。

(2) 数量

15kg

(3) 品質の確認

広島市は見積価格算出用のサンプルとして該当品を 1 者当たり 10g まで提供できる。その際の経費については全て見積者の負担とする。

4 引渡場所

広島市衛生研究所（広島市西区商工センター 4 丁目 1 番 2 号）

5 引渡方法等

- (1) 売買代金の納入が確認できた日以降、買受人は、原則として、本市職員の引取り指示の連絡を受けた日から起算して 7 日以内又は、上記 2 引渡期間のいずれか早い期間内に引取ること。
- (2) 引渡時に検定済み及び検査済みの計量器で売出人及び買受人の両者が立会いのもと売払物件の数量を確認する。
- (3) 引渡の日は、原則として、月曜から金曜までの開庁日の 9 時 30 分から 16 時 00 分まで（ただし、12 時 00 分～13 時 00 分は除く。）とする。
- (4) 引渡場所からの運搬・積込作業については買受人が行い、引渡しに伴う必要な費用は全て買受人の負担とする。
- (5) 引渡後の運搬・処理について、買受人は「特定有害物質等の輸出入等の規制に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令に該当することが生じる場合は、それらを遵守すること。

6 契約金額の支払

買受人は、契約を締結した日から10日以内（最終日が広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）に本市が発行する納入通知書により契約金額を納付すること。

7 所有権の移転

物品の所有権は、買受人が契約金額を納付した時に、売払人から買受人に移転するものとする。

8 損害賠償

物品売買契約を締結後、市が売り払った塩化銀によって買受人が損害を被っても、市はその責を負わないものとする。

9 その他

買受人は塩化銀の引渡しと同時に、本市へ受領書を提出すること。

